



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

定期第 4 1 0 号 令和 4 年 1 月 4 日 発行

目 次

【告示】

番 号	表 題	担当課名
1	令和 3 年度徳島県一般会計補正予算（第 1 号及び 1 2 号）の要領を公表する件	財政課
2	道路の供用を開始する件	道路整備課
3	都市計画を変更しようとする件	都市計画課
4	同	同
5	同	同
6	同	同

徳島県告示第一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百十九条第二項の規定により、令和三年十二月十六日徳島県議会の議決を経た令和三年度徳島県一般会計補正予算（第十一号及び第十二号）の要領を次のとおり公表する。

令和四年一月四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県経営戦略部財政課、県庁ふれあいセンター及び県民センターに備え置いて、公衆の縦覧に供する。）

徳島県告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局徳島庁舎において、令和四年一月四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和四年一月四日

徳島県知事

飯

泉

嘉

門

道路の種類 県道

129	整理 番号	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の期日
		徳島津田イ ンター	徳島市津田海岸町一―二五番 八七地先から 同 九〇地先まで	六〇・〇	令和四年一月四日

徳島県告示第三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により都市計画を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の案について、徳島県に意見書を提出することができる。

令和四年一月四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 都市計画の案の概要

- 1 都市計画の名称 池田都市計画
- 2 都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 3 主な計画変更の内容
 - (一) 基本的考え方を追加する。
 - (二) 都市計画の目標を変更する。
 - (三) 主要な都市計画の決定の方針を変更する。

二 都市計画を変更する土地の区域

- 1 追加する部分
なし
- 2 削除する部分
なし
- 3 変更する部分
なし

三 縦覧場所

徳島県土整備部都市計画課並びに三好市建設部管理課及び企画財政部地方創生推進課

四 縦覧期間

令和四年一月五日（水曜日）から同月十九日（水曜日）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く。）の午前八時三十分から午後五時十五分まで

徳島県告示第四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により都市計画を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の案について、徳島県に意見書を提出することができる。

令和四年一月四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 都市計画の案の概要

- 1 都市計画の名称 貞光都市計画
- 2 都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 3 主な計画変更の内容
 - (一) 基本的考え方を追加する。
 - (二) 都市計画の目標を変更する。
 - (三) 主要な都市計画の決定の方針を変更する。

二 都市計画を変更する土地の区域

- 1 追加する部分
なし
- 2 削除する部分
なし
- 3 変更する部分
なし

三 縦覧場所

徳島県県土整備部都市計画課及びつるぎ町建設課

四 縦覧期間

令和四年一月五日（水曜日）から同月十九日（水曜日）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。）の午前八時三十分から午後五時十五分まで

徳島県告示第五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により都市計画を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の案について、徳島県に意見書を提出することができる。

令和四年一月四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 都市計画の案の概要

- 1 都市計画の名称 脇都市計画
- 2 都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 3 主な計画変更の内容
 - (一) 基本的考え方を追加する。
 - (二) 都市計画の目標を変更する。
 - (三) 主要な都市計画の決定の方針を変更する。

二 都市計画を変更する土地の区域

- 1 追加する部分
なし
- 2 削除する部分
なし
- 3 変更する部分
なし

三 縦覧場所

徳島県県土整備部都市計画課及び美馬市建設部監理課

四 縦覧期間

令和四年一月五日（水曜日）から同月十九日（水曜日）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。）の午前八時三十分から午後五時十五分まで

徳島県告示第六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により都市計画を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の案について、徳島県に意見書を提出することができる。

令和四年一月四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 都市計画の案の概要

1 都市計画の名称 藍住都市計画

2 都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

3 主な計画変更の内容

(一) 基本的考え方を追加する。

(二) 都市計画の目標を変更する。

(三) 主要な都市計画の決定の方針を変更する。

二 都市計画を変更する土地の区域

1 追加する部分

なし

2 削除する部分

なし

3 変更する部分

なし

三 縦覧場所

徳島県県土整備部都市計画課及び藍住町建設産業課

四 縦覧期間

令和四年一月五日（水曜日）から同月十九日（水曜日）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。）の午前八時三十分から午後五時十五分まで